

「障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）」への御意見について

No.	区分	御意見の概要	市の考え方
1	移動支援	障害者を取り巻く環境やニーズが変化しているにも関わらず、行政が変化に対応できず、小学生からの通学・通所の移動支援等、長年実現できない状況が続いている。	本市の移動支援事業では、通年かつ長期にわたる外出への利用は認められていないため、小学生以外でも通学・通所等へは利用できませんが、移動支援事業を補う制度として本市では緊急時通学支援がございます。現在、こちらについては、令和3年度（2021年度）からの利用条件の緩和について準備を進めております。
2	移動支援	小学生にまで移動支援策（移動支援・タクシー券等補助）を拡大できれば、放課後の過ごし方の多様な対応ができる。送迎可否や地理的条件を考慮せずに通所先等を選ばなければならない状況が減るのではないか。	
3	移動支援	移動支援を中学生に適用されるようになり感謝しているが、小学生から適用するべきである。障害者権利条約には合理的配慮を提供する旨が書かれているので、一人で通学や外出ができない場合の環境整備を行う義務が行政にはある。日頃から移動支援が利用できていれば、緊急時の依頼でも事業所が対応しやすい。また、緊急時通学支援は、緊急時の通学にしか利用できず、年間10時間と上限も少ない。	
4	移動支援	現状としてガイドヘルパーが不足しているため、計画にガイドヘルパー研修講座を市として設け、増加を明記してほしい。	
5	移動支援	移動支援が利用できる年齢を7歳の就学時からにしてほしい。また、15歳以上の月の利用時間上限を30時間まで拡大してほしい。7歳から移動支援を利用できないのは近隣では3市のみである。保護者のレスパイトや障害児の社会性を身につけるためにお願いしたい。	
6	移動支援	移動支援を小学生から適用させてほしい。小さいうちから第三者とコミュニケーションを取り、社会活動に参加できることは大切だと思う。	
7	移動支援	小学高学年から移動支援適用を要望する。小学高学年から他人の支援を受け、自己決定をしながら社会経験を積むことが望まれる。小学生の移動支援を行わない理由を明確に説明してほしい。	
8	教育	学校の実態を調査し、学校サポーターや特別支援ボランティアの配置をするとともに、学齢期だけの問題解決にとどまらず、障害児者への継続的な成長支援システムを作りたい。本計画の中に、一つでもこのようなモデル事業が欲しい。	学校サポーター等の配置に当たっては、学校の実態調査を行っています。また、本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。
9	教育	小学校教育からSDGsの取組を行うことによって、子ども達自身の力で学んだり考えたりすることができ、「わたしたちに何ができるのか」という発想を豊かに育てることができるのではないか。	SDGsについては、市内全小学校の授業で取り組んでおります。
10	教育	全ての学童で高学年まで受け入れができる敷地面積の確保をすることで、新型コロナウイルス感染症予防にもつながり、子ども達の安全確保にもつながる。	高学年まで受け入れられる学童保育所を順次、増やしているところです。
11	教育	特別支援教育を受ける際に義務教育終了後の進路についても説明してほしい。	中学校卒業後の進路については、「八王子市特別支援教育ハンドブック」に掲載しています。また、各中学校においても説明しているものと認識しておりますが、御不明な点がありましたら、各校へお問い合わせください。
12	教育	コミュニケーションや社会性などのソーシャルスキルを高めて、障害者が働いて自立できるようになるために、東京都と連携し、障害者が高校、大学で教育を受けられるシステムを創設してほしい。一方的に障害者を支援するというのではなく、障害者にとって生きやすいということは障害のない人にとっても生きやすいということだという視点を持つことが肝要と考えるが、いかがか。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、本計画の取組を着実に実施することで、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。
13	教育	支援級における特別支援コーディネーターとの関わりを保護者にも知らせてほしい。	特別支援コーディネーターは市内小・中学校全校に1名以上任命されています。お子さんを支援するに当たり、必要に応じて保護者の方に面談に入っていただくこともあります。また、保護者からの御希望に応じて各校で対応しております。
14	教育	まずは障害当事者にも当計画や困った際の窓口などを教える機会が必要だと思う。さらに当事者から学びたいこと、それに必要な支援を聞き出すことも必要だと思う。	本計画に基づき、障害者のニーズを踏まえて、適切な相談支援を行ってまいります。
15	教育	大学の多い八王子市の利点を活かし、障害者が参加できる市民講座等を増やし、その際のボランティアを学生に依頼することで互いの交流を深められるようなシステムが作れないか。	市が開催するイベント等について、学生ボランティアの募集をしており、障害者の方が参加されるイベント等において、交流を深めることができると考えております。また、大学コンソーシアム八王子とボランティアに関する連絡会を通じて連携を図っているところです。
16	教育	教職員、学校サポーターに対する研修と同様の研修を保護者も受けられないか。	教育委員会主催の特別支援教育に関する市民向け講座を開催しておりますので、ぜひ御参加ください。

17	教育	学校教育の場では「本人の気持ちを大切に・無理はしない」というような流れがあると聞いているが、学校は集団生活を学ぶ大切な場所であり、障害によって方法等は異なるが、決まりなどを受け入れられる姿勢を身につけることが必要ではないか。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。
18	教育	不登校児童生徒は支援の対象であり、高尾山学園を通常級と捉えるのは、実態把握の妨げになっているのではないかと。また、インクルーシブ教育推進のために、通常級に在籍する障害児数の把握が必要ではないか。障害児者の高等教育の実態を調べ、障害児の教育を受ける権利を実現する施策につなげてほしい。	高尾山学園は不登校児童・生徒のための学校のため、通常級です。当校では、児童・生徒の特性を考慮し、心身のケアや学習の支援を行っています。また、通常級に在籍し、特別支援教室に通う児童の人数は把握しております。高等教育に関する施策は、東京都が行う内容となります。
19	教育	小中高の施設や駅付近の施設を開放してもらえると活動しやすいのではないかと。また、大学は、障害者に設備を貸し出すだけでなく、教育機関として積極的に社会貢献してほしい。	小中高の施設につきましては、安全上の観点から一般に開放しておりません。学園都市の特性を活かし、大学コンソーシアム八王子等の取組を通じて地域の活力と魅力の創出を目指してまいります。
20	教育	次の課題について、市が都・国の教育機関と連携して問題解決に当たることを希望する。 ①医療的ケア児・身体障害児が幼稚園・保育園・地域の学校で学ぶための環境整備 ②小中学校の就学相談の判定基準の見直し ③高校に支援級、または支援学校に在籍しながら高校で学べる仕組み、障害児の高校入試 ④支援学校に専攻科設置 ⑤知的障害者が大学で学ぶ仕組み、障害児者の大学入試、入学後のサポートシステム	①については、各部署において医療的ケア児が幼稚園・保育園・小中学校で学ぶための環境整備を進めております。 ②について、就学相談の判定は一人ひとりに合わせて柔軟に対応しているところです。 ③・④については、東京都の管轄となります。 ⑤については、各大学において取り組む内容と考えております。
21	教育	幼少期から分断されることなく共に生き、全ての人々が共生の方法を身につけることが重要であり、幼少期からの教育が鍵と考えるが、いかがか。	御意見のとおり、幼少期から共に学べる環境を作ることは重要であると考えております。引き続き保育所等において障害児の受入れを行うに当たり、適切な保育環境の整備に努め、巡回発達相談や保育所等訪問支援等も行ってまいります。
22	教育	特別支援教育開始の際、進学や就職の際に、どのような選択肢と支援があるのか説明があるとよい。	各学校において説明しているものと認識しておりますが、御不明な点がございましたら、各学校にお問い合わせください。
23	教育	施策の掲載順について、「通常学級における支援の充実」「特別支援学級の充実」の順にした方がよいのではないかと。	素案以降の計画については、御意見のとおり掲載順としております。
24	教育	教育委員会と協議を行い、就学相談の判定基準を見直してほしい。	就学相談の判定は一律の基準があるものではなく、一人ひとりに合わせて柔軟に対応しているところです。
25	教育	P56「インクルーシブ教育が推進される中で、学校において児童・生徒の発達段階や障がいに応じた指導・支援が求められている。」は、インクルーシブが推進されているが、特別支援教育（分離）が求められていると受け取られそうな表現になっている。施策にインクルーシブ教育の内容を入れてほしい。また、身体障害児・医療的ケア児が地域の学校で学ぶための環境整備、教職員の医療的ケアの研修。	P56の文章は、計画策定部会の意見を踏まえ、「・インクルーシブ教育が推進されている。・学校において児童・生徒の発達段階や障がいに応じた指導・支援が求められている。」に修正しました。本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、当該施策において、インクルーシブ教育の視点を含めております。
26	教育	通常級に在籍している要支援児数の把握が必要。また、学校ごとに、学校サポーターや特別支援ボランティアの必要数を調査し、配置して欲しい。	通常級に在籍し、特別支援教室に通う児童の人数は把握しております。また、学校サポーター等の配置に当たっては、学校の実態調査を行っています。
27	教育	分離教育の現状改善策として、交流機会を増やし、交流の仕方を改善していくことが求められる。支援級に在籍の児童生徒が親学級に所属し、ともに学べる場を洗い出し、子どもの実情に合わせて実行していくなど。親学級に所属することで、通常級の担任の意識が変わるのではないかと。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。
28	教育	高卒後の進学率が向上している中、知的障害者の高卒後の進学率が0.36%に留まっている現状は、障害者の高等教育を受ける権利が侵害されている状態であり、障害者権利条約に反する。障害があっても高卒後も学ぶ自由を保障する「障害者の高卒後の学び」検討部会の設置を希望する。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではなく、高等教育に関しては市の施策の範囲ではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。
29	教育	障害者の高卒後の学びの場として、以下の施策を提案する。 ・支援学校に専攻科設置 ・支援学校卒業生が卒業後も学べる夜間スクール、土曜スクール開校 ・知的障害者が大学で学ぶための検討部会、モデル事業のスタート幅広い年齢層の知的障害者が大学で聴講生として学べる仕組み（インクルーシブ型・分離型） ・今後、文科省の受託研究『学校卒業後の障害者の学びを支援するための地域連携コンソーシアム構築事業』のような機会があれば参入してほしい。日頃から連携を望む。 ・高等教育においてもいくつかの段階を設け、中度・重度の障害者にも学びの場を提供。 ・生活介護、B型、自立訓練などあらゆる障害者が学べる福祉型専攻科の設置。 ・「高等学校で障害児が学べる仕組み作り」検討部会の設置を希望。 ・障害者の高校・大学等の進学相談があればよい。都立の支援学校以外の相談もしたい。 ・障害児の高校入試・大学入試制度の検討（スマホ・教科書持ち込み、読み上げ等） ・高校に支援級を（東京都は来年度から通級のみスタート） ・支援学校に在籍しながら高校で学べる仕組みの創設	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。また、高校についての施策は東京都が行う分野となっております。
30	教育	教職員・学校サポーターだけでなく、特別支援ボランティアにも研修を受けられるようにしてほしい。	学校サポーター同様、特別支援ボランティアの方にも研修を受けていただけます。

31	計画全般	障害者福祉計画に的を絞った市民向け講話会など、情報の発信によって、オーディエンスを増やすことで、情報の拡散ができないか。ICTを使った配信の工夫やリモートでの講話会参加の呼びかけなど、情報を拡散すれば、色んな視点で物事を考える人も増え、意見も必然的に増加が期待されるのではないか。	障害者計画等に基づく各施策につきまして、情報発信を積極的に行ってまいります。障害者計画等に特化した講話会を行う予定はありませんが、様々な機会を通じて情報発信してまいります。
32	計画全般	様々な障害福祉制度について、隅々まで理解している人は実際少ないと思われ、よく知らないから質問もできない＝意見の少なさの理由の一つと考えるが、いかがか。	障害者計画等に基づく各施策につきまして、情報発信を積極的に行ってまいります。
33	計画全般	障害者の問題が、身近な問題として浮かんでこないため、おおよその人は作られた物をそういうものだと思ってしまうのではないか。	障害・障害者理解について周知・啓発に努めてまいります。
34	計画全般	本計画に明記されたSDGsの取組のうち、3「すべての人に健康と福祉を」、11「住み続けられるまちづくり」のゴールのためには、日中活動系事業所への経済的支援である家賃補助の制度継続が必要である。また、障害者数は年々増加しているため、日中活動に係る施設の整備が必要であり、市の支援を求める。	家賃補助の減額については、昨年度実施した本補助対象の全事業所へのヒアリングの結果、本事業の縮小及び重度障害者（児）への支援の充実を図ることといたしました。これはSDGsの3及び11の取組に反するものではなく、本市の障害者福祉行政が抱える課題を解決するための効果的な事業と位置づけ、取り組んでまいります。なお、障害のある方も地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き施設整備補助事業を継続し、日中活動に係る施設や居住施設を整備します。
35	計画全般	補助金継続、特に家賃補助などのカットや福祉手当等の削減があってはならず、今までのサービスが対後退しないように中核市にふさわしい予算措置を伴う計画をお願いする。また、障害者が65歳になった際、一律に介護保険に切り替えるのではなく、障害福祉サービスが使えるようにする必要がある。	本計画に基づく事業を着実に実施してまいります。また、本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するもののため、個別の具体的方策や手段については言及しませんが、利用者からの相談を受けた上で、関係機関等と連携し、個々の障害特性に応じた丁寧な対応を今後も行ってまいります。
36	計画全般	計画の進捗状況の検証に地域自立支援協議会が行うとあるので、計画が順調に進むよう会議の設定と傍聴の周知をお願いしたい。新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に備えて、オンラインなどでオープンに議論できるようにしてほしい。	地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況の検証を適切に行ってまいります。また、オンラインでの会議につきましては、導入に向けて検討しているところです。
37	計画全般	計画素案は全体像としては素晴らしいと思うが、具体的にどうしていくのかが見えにくい。障害者への配慮、対応は、健常者へも生かせるものと思うが、いかがか。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものですが、個々の施策の具体的な取組については、積極的に情報発信していきたいと考えております。
38	計画全般	障害者福祉課の誠実な職務遂行に感謝しているが、諸問題の解決と障害者福祉向上のためには、課の枠を超えた連携が重要ではないか。これまでの施策で改善しなかったことに対しては、新しい施策が必要と考える。計画の記載で、同内容の施策が複数の分野を兼ねているものについては、関連分野の記載方法を整理するとわかりやすくなるのではないか。	本計画の策定に当たっては、障害者地域自立支援協議会において地域課題を抽出し、それを踏まえて計画策定部会で議論をしてまいりました。本計画に基づき、障害者を取り巻く様々な課題を解決できるよう取り組んでまいります。また、計画の記載方法につきましては、よりわかりやすいものとなるよう、今後の参考とさせていただきます。
39	計画全般	検討項目によりその分野の出席者を依頼してはどうか。一般の方も交えて協議を行えば啓発や関係構築が期待できる。また、本計画の内容は膨大であるため、項目ごとに素案作成前に関係者に意見聴取を行えば、より実効性のある計画にできるのではないか。	本計画の策定部会委員は、多岐に渡る分野から選出しており、市民公募委員も含まれております。また、必要に応じてそれ以外の機関等にも意見をいただきながら策定しております。
40	計画全般	本計画において、SDGsの17のゴールのうち「1」の貧困も特に関連が深いのではないか。	本計画において特に関連が深いものは、「3」「4」「5」「8」「10」「11」「16」とさせていただきます。
41	計画全般	計画では障害者権利条約の教育に関する条文に沿った方向性を示すことが望まれる。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。
42	計画全般	障害者計画の中で障害者権利条約についてほとんど触れられていないのが残念である。	障害者権利条約の考え方を踏まえつつ、本計画においては、より身近な国や都の動きから記載をしておりますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。
43	計画全般	障害者権利条約について触れてほしい。差別解消にとどまらず、権利を実現していく計画となることを望む。	
44	計画全般	行動援護及び行動障害を持つ方の支援を地域の障害者福祉計画に明確に位置付け、行動障害のある人もともに暮らせる八王子市になるようにしてほしい。	本計画は、障害福祉施策の大枠や方向性を記載することから、各障害特性ごとの具体的な施策について定めるものではありませんが、行動障害を持つ方とその家族への支援は重要であると考えます。本計画にある様々な施策を組み合わせることによって、その支援を充実させてまいります。
45	意識のバリアフリー化	障害児と共に過ごす時間が、未来の共存社会の意義を考える大人の原形となる学びとなるため、幼稚園・保育園・学校・学童保育所における共育実現のための支援（加配・看護師の配置）を望む。障害があることによって選択肢や場所が狭まるのではなく、誰もが平等に生きる場所を選択できる環境整備を望む。	必要に応じて、公立の保育園では職員の加配や看護師の配置を行っており、公立の小・中学校においては学校サポーターを配置するなど、適切な支援に努めております。
46	意識のバリアフリー化	グループホーム建設に関して一部地域住民の反対がみられるため、日頃から市が率先して障害者への理解について啓発活動を行う必要がある。また、事業者に対しては日頃から地域と積極的に交流するよう啓発するとともに、市の障害理解に関する啓発活動においても、市民が多く集まる各種祭りなどを活用して実施及び拡充する必要がある。	市としては、グループホームのスムーズな設置のため、地元町会・自治会などを対象とした出前講座の活用、例年行う障害理解に関するイベントの実施及び拡充など、引き続き障害者への理解を深めるための取組を進めていきます。

47	権利擁護の推進	偏見や差別について、小学校の低学年の生徒が授業の一環として障害者の方々と触れ合える環境が大切だと思うが、いかがか。	市内の小学4年生全員に障害理解のためのガイドブックを配布しており、低学年の内から障害理解教育に取り組んでいる学校もあります。今後とも障害者との交流など、各学校において取り組んでまいります。
48	権利擁護の推進	社会福祉協議会の権利擁護事業との連携と、権利擁護についての周知徹底をお願いする。第6期障害福祉計画に成年後見制度の適切な活用の明記が必要です。弁護士に依頼する際の報酬を利用しやすいよう検討願います。	成年後見制度の利用促進については、今後とも社会福祉協議会の成年後見・あんしんサポートセンターと連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。
49	権利擁護の推進	P2「依然として障害者への差別が存在しており、障害理解の推進が求められています。」の「障害理解の推進が求められています。」の部分の修正を求める。虐待は犯罪、差別も法律・条例に違反する行為だということを出発点にし、市は虐待・差別に対して毅然とした態度を示すべきである。	差別や虐待が起こる背景には、障害理解が不足していることが多くあり、障害理解を推進することは差別や虐待の芽を摘むために重要な事と考えております。また、差別や虐待は絶対にしてはならないことであるとの前提に立ち、差別禁止条例の周知啓発を行っています。
50	権利擁護の推進	P79「権利擁護の推進」の障害者差別禁止の取組について、理解が進めば差別がなくなるというのは誤った考えではないか。理解を促進する取組を進めても、理解する気がない人は差別をし続ける。障害者の理解と差別は切り離して考えるべきである。	
51	権利擁護の推進	障害福祉サービス事業者等における虐待防止研修をさらに充実させる必要がある。市は事業者向け研修の方法や学習内容について研究し、その研修計画を本計画に反映すべきである。	本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するもののため、個別の具体的方策や手段については言及しませんが、虐待防止研修の実施にあたっては、御意見を参考として実施させていただきま
52	権利擁護の推進	保育園の一覧に障害児を受け入れるか否かの欄があり、受入可の保育であっても必ず見学し、入園許可を取るようと言われたが、このような対応を今も取っているのか。	現在、保育園の一覧に障害児の受入れ可否の記載はありません。また、保育園は利用調整があるため、必ずしも希望された所に入園できるとは限らず、お子さんの状況（アレルギーや障害の状況など）によっては、御希望の保育園で対応できないこともありますので、安全に受け入れる体制を取るために事前の確認をお願いしているところです。御理解をいただければと思います。
53	権利擁護の推進	本計画において虐待防止を主要な取り組みとしているが、事業者向け研修と啓発活動以外にも新たな取り組みが必要ではないか。	虐待は、未然に防ぐ取り組みが最も重要です。このため、住民等に対する虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害者や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要と認識しています。
54	権利擁護の推進	保育園・幼稚園・学校等と連携を強化し、早期に虐待を発見する仕組み作りが必要ではないか。また、障害児相談支援等を活用し、虐待リスクを有する家庭への支援が必要ではないか。	障害児者やその家庭が地域で孤立することがないように、保育園や学校と連携した部会等や民生委員等のネットワークを活用するとともに、必要な福祉サービスの利用促進による養護者の負担軽減についても取り組んでいます。
55	権利擁護の推進	福祉施設へのアドボケーター（権利擁護推進員）の設置や、障害当事者やその家族に対する啓発が必要。障害当事者が虐待を受けた時に抗議でき、自身の権利を理解し、権利を行使し、障害者の権利擁護ができるようなしくみが必要ではないか。	また事業者に対しては、虐待防止研修等により指導するとともに、令和4年度までに虐待防止委員会等の設置を義務付けるために市条例を改正するなど、引き続き様々な取り組みをまいります。
56	権利擁護の推進	小学生の障害理解の推進は、何よりも共に学ぶことによって達成されるものと考えられる。通常学級にも障害児がいる前提で、障害理解の学習を行う際は、児童の状況に応じて内容や方法に配慮してほしい。また、通常級にのみ障害理解の授業があるようだが、支援級の子も内容に配慮の上で障害について学ぶ必要がある。	各学校の実情に応じて学校サポーターを配置するなど、障害児が通常学級で学ぶ上でのサポートを行っております。御意見のとおり、障害の有無に関わらず、障害理解をすることが必要だと考えております。内容を概ね理解することができるようになる学年として、市内小学4年生全員に障害理解のためのガイドブックを配布しており、今後とも各学校において障害理解教育に取り組んでまいります。
57	交流活動の推進	障害者と健常者のコミュニティの場（図書館・スポーツ施設、体育館、喫茶など）を公共的に設置してほしい。	現在ある公立の施設は、障害の有無に関わらず使用可能であり、コミュニティの場として御活用いただくことが可能です。図書館において、手話での絵本読み聞かせを実施するなど、障害者と健常者が共に楽しむ場の提供も行っています。
58	交流活動の推進	作業所や会社での仕事を終えた障害者が児童の放課後等デイサービスのように午後4時あるいは5時以降の余暇活動を楽しむ場の整備を望む。そのような場があれば、支援の下、健全な交流の場で過ごせ、孤立を防ぐことができ、家族支援にもなる。	市施設の貸出は、障害の有無に関わらず全ての市民に対して平等に行われておりますので、ぜひ様々な余暇活動に市の施設を御利用ください。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、施設ごとに利用条件が設定されている場合がありますので、御確認ください。なお、八王子市心身障害者福祉センターは、月曜日から土曜日までは午後9時まで開館しております。
59	交流活動の推進	「交流の場の整備」に「障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求める声もある」とあるが、その他の交流とは何を意味するのか、わかるように文面を改めてほしい。	障害者同士の交流以外の様々な交流の場について広く指しているため、この表現としました。
60	交流活動の推進	特別支援学校卒業後は放課後等デイサービスの利用が終了したため、余暇を過ごす場がなく、本人及び家族の負担が増している。大人の交流活動の場についても整備してほしい。	終業後の障害者の余暇活動については、地域活動支援センターⅢ型の事業所が行っております。引き続き様々な障害の方の日中活動の場の充実を図ってまいります。

61	交流活動の推進	祭りや防災訓練などの行事に、当日だけ障害者がゲスト参加するのではなく、企画から参加することで意義ある交流を行うことができる。イベント運営に障害者が参加する際のサポートを行ってほしい。	地域のコミュニティの活性化のため、障害のある人もない人も一緒によりよいまちづくりをしていくことが大切であると考えております。障害者の方が参加されるに当たって御相談がある場合など、引き続き活動の支援を行ってまいります。
62	交流活動の推進	交流では共生社会の実現に足る経験として不十分である。市内のある小学校では、支援級において日常的な特別支援ボランティアの導入がある。要支援の子どもたちがなるべく多くの大人と関わり、将来地域に根差す基盤となると考えられるが、いかがか。	本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するもののため、個別の具体的方策や手段については言及しませんが、御意見を参考とさせていただきます。
63	交流活動の推進	P73「様々な交流活動の推進」の施策内容「障害のある人とない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。」は素晴らしい施策だと思う。障害当事者が講師のアートワークショップも広がってほしい。	御意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
64	地域生活支援拠点	切れ目のない支援の中で親亡き後についての動きは早いうちからの支援の場が欲しい。成年後見についての講習も見かけるが障害者に特化したものなどの開催も期待したい。	本市では親亡き後の問題に対して、相談支援の場として、地域生活支援拠点事業所の整備を行っております。また、成年後見の講習等につきましては、障害者に特化したものではありませんが、必要な方に御利用いただけるよう様々な形で開催しております。
65	地域生活支援拠点	地域生活拠点事業は地域支援の5事業所に委託されているが、委託料が安く、人材確保が難しいため、財政的な支援を明記してほしい。	地域生活支援拠点の強化・充実は非常に重要なことであると市としても認識しております。本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するもののため、財政的な支援について記載するものではありませんが、今後も適切な財源の確保に努めて参ります。
66	ネットワークづくり	地域ケアのネットワークづくりとして、町会・自治会、地域包括支援センター・障害者団体・医療機関・行政がそれぞれ課題を明確にし、連携して課題解決に向かう仕組みができるとうい。	八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議等で連携や体制づくり等を検討して参ります。
67	ネットワークづくり	地域ケアのネットワークづくりについて、今までの方法で十分でないのならば、別の方法を考えなければ連携体制の推進にならないのではないか。	
68	ネットワークづくり	各支援機関のネットワークを構築してほしい。また、進学から就労・自立へ向けてのサポートとして、障害者と職場を繋ぐメンター、金銭的管理ができる成年後見人、医療、学校などが連携して支援していくことが理想である。	就労促進と定着については、就労支援センターを始め、様々な機関との連携を図りながら継続的に支援が提供されるよう体制整備について検討して参ります。
69	就労支援	障害者の働く場、働き方は様々だが、単なる働く場としてではなく、本人が職場から必要とされ、やりがいを持って働くことができる場となるよう、環境整備や体制づくりが重要である。障害者の就労に係る施策は単に就労率を上げることを目標とするのではなく、就労継続支援A型やB型では、最終的に一般就労を目標とするなど、次の段階につながる取り組みをさらに充実させて欲しい。	障害のある方が働くということは社会や地域で役割を果たすということであって、お金だけでは測れない価値があります。障害がある方に安心して働いていただけるよう、引き続き就労支援施設の整備や支援の質の向上に努めてまいります。
70	就労支援	障害者を雇用する会社や特例子会社への障害理解研修を市で実施してほしい。障害に起因するどのような困難が起こり得るのか、どう接すればうまく対応しているのか、雇用する側への研修を義務化したり補助金を出したりできるとよいのではないか。	差別禁止条例では、事業者に対して、従業員が障害及び障害者についての理解を深めるための研修を行うことを努力義務としています。障害者を雇用する会社や特例子会社に限らず、事業者に対して障害者サポーター養成講座等を通じて障害理解の推進を図ってまいります。
71	就労支援	公的なソーシャルファームの設立を目指してほしい。	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」では、地域の特性等に応じた就労支援に取り組むとあります。本計画に基づき、本市の実情に合わせた就労の方策を検討してまいります。
72	就労支援	障害がなければ作業所で受け入れられないことが、一つの壁となっているので、ソーシャルファームの創設が望まれる。	
73	就労支援	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に沿った計画を望む。	
74	就労支援	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づいた施策もお願いしたい。	
75	就労支援	市の広報をシルバーセンターと競合しない形での受注をお願いしたい。八王子をアピールする品物を作業所で制作した場合補助をつけることや、成人式等の記念品などを作業所に受注することを積極的にしてください。市の施設などが新しく出来た時は売店やコミュニティ・カフェに障害者施設の運営にできるような積極的に委託をお願いしたい。	市の広報を含めた様々な業務について優先調達が活用できるよう働きかけしてまいります。ふるさと納税の返礼品では、障害者施設の製品が8品目あります。毎年「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、各所管に依頼をしています。各所管と調整し、シルバー人材センターなど、現在実施している事業との区別をしながら、障害者施設への委託検討を推奨してまいります。
76	就労支援	障害者雇用の実例等の情報はデータベース化して、必要な企業がいつでも参照できるようにしてほしい。	御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。障害者に特化したものではありませんが、「はちおうじ就職ナビ」では、八王子市障害者支援企業等表彰受賞企業の情報などを掲載しておりますので、御参照ください。
77	就労支援	「就労」という用語は制度上使用されているので変更は難しいと思うが、障害者に対して「就労」という言葉を使うのは、非正規や期限付きの仕事を前提としていることになると思うので、使用に疑問を感じる。	障害者総合支援法において「就労」という表記となっているため、障害福祉サービス等においては「就労」という言葉を使用しています。非正規や期限付きの仕事を前提としているものではございません。今後とも、言葉の使用に当たっては細心の注意を払ってまいります。
78	就労支援	P60「就労移行支援施設等の活用」の施策内容「就労移行支援施設の活用などにより、就労への移行を促進します。」は、施策項目を文章にただけで、施策とは言えない。就労移行支援施設の活用をすれば就労できる可能性があるのに利用していない人とはどのような人か。その方達にどのような方法でアプローチするかが施策ではないか。	障害者の就労を促進するためには、様々な取組が必要のため、就労移行支援施設を活用することは、その一つであると考えております。P60に記載しているそのほかの取組も合わせて行ってまいります。本計画には具体的な個々の施策については記載していませんが、就労支援の委託事業者等とも連携し、プログラムの改善等を進めてまいります。
79	就労支援	市役所で専門家派遣による業務の切り出しと超短時間雇用を始めてはどうか。障害者雇用率だけでなく、障害者が週15分～でも社会と接点を持って働く機会を持てるようにしてほしい。	職員課や図書館など、各所管で障害者雇用の拡大を図っております。業務内容を細分化・明確化し、更なる雇用につながるか検討してまいります。

80	就労支援	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」が施行された。市議会では、「本計画でソーシャルファームについて一歩進んだ計画に」との言及があった。障害者の工賃の向上に、関連投資家と企業家のマッチングによるソーシャルファーム支援、超短時間雇用の創出などの取組はどうか。産業振興部等と連携するとよい。	就労の取組について御提案いただきありがとうございます。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」では、地域の特性等に応じた就労支援に取り組むとあります。本計画に基づき、本市の実情に合わせた就労の方策を検討してまいります。
81	就労支援	P62「就労継続支援事業などを活用することにより、障害者の福祉的就労を促進します。」は、施策項目を文章にただけで、既に制度として確立しており、施策とは言えない。福祉的就労をどういう方に促進し、そのために何をするのか。福祉的就労ができていない障害者の課題に取り組まなければ、福祉的就労は促進されない。	当該部分は、就労支援における様々な取組の一つとして記載しております。 様々な障害者に適した就労支援を行うために、本市が委託している就労・生活支援センター「ふらん」を中心に、学校・事業所・ハローワークなどと連携し、就労支援を行ってまいります。
82	就労支援	新型コロナウイルス感染症の影響があっても目標を達成できるよう施策を望む。「新型コロナウイルス感染症の影響が危惧される中、これまでの取組に加え、障害者雇用のテレワーク拡大、円滑なテレワークのための事業者へのICT活用指導等に取り組めます。また、障害者雇用にこだわらず、超短時間雇用の創出にも取り組めます。」と追記してはどうか。	新型コロナウイルス感染症の影響下での施策の御提案をいただきありがとうございます。本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するものですので、個別の具体的方策や手段については言及しませんが、御意見を参考とさせていただきます。
83	就労支援	障害者雇用ゼロの企業にアプローチして、業務改善・業務切り出し（BPR）から業務の外部委託（BPO）、人材の掘り起こし・育成・研修までを行う就労支援モデル事業を行ってはどうか。（講習会を行い、障害者雇用の始め方を周知。）	施策の提案をいただきありがとうございます。本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するものですので、個別の具体的方策や手段については言及しませんが、御意見を参考とさせていただきます。
84	就労支援	八王子市の地域特性から、農福連携はぜひ取り組むべき課題である。ソーシャルファームの創設を農業分野から行ってはどうか。ソーシャルファームの観点から取り組むことで、ひきこもり・精神障害者の地域移行・共生・就労・ネットワークづくり・社会参加・交流・福祉コミュニティの創造など広範な分野の前進となる。	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」では、地域の特性等に応じた就労支援に取り組むとあります。本計画に基づき、本市の実情に合わせた農福連携の方策を検討してまいります。
85	生涯学習の推進	親亡き後に不安を感じている当事者・介護者が非常に多いことから、市で成年後見を含む「親亡き後」の講座を開催して欲しい。講座の開催は動画配信等にして、学びたい時に学べるシステムを望む。	貴重なご意見ありがとうございます。本市では親亡き後の問題に対して、障害者地域生活支援拠点等の整備を行っておりますので、相談の場としての周知を行ってまいります。
86	生涯学習の推進	障害者の高校卒業後の学びについて、大学、専門学校などのように「社会人への教育」の場が必要だと思う。支援学校に専攻科や、卒業後も学べる夜間スクールやサタデースクールなど。	本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するもののため、個別の具体的方策や手段については言及しませんが、御意見を参考とさせていただきます。
87	生涯学習の推進	障害者の高等教育と生涯学習に早急に取り組んでほしい。モデル事業開始を希望する。	本計画に基づく取組を着実に実施してまいります。
88	生涯学習の推進	障害者向けの講座企画がほしい。例えば、自閉傾向の方には鉄道など興味のある分野、支援級卒の方は学校で学べなかった理科・社会、人権・自己決定について、人生設計、メイク・おしゃべり・身だしなみ、ヘルスケアなど。対象者を「高齢者または障害のある方」とすると、障害者の若者は高齢者としてしか接点を持ってない。「障害者向け講座」とすることで、一般の参加を妨げないように配慮してほしい。	本市では、障害者差別禁止条例を制定し、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指しています。このような背景の下、いただいた御意見を参考として、さらなる合理的な配慮の推進に努めてまいります。
89	生涯学習の推進	心身障害福祉センターの福祉講演会で、「生涯学習の分野における障害者福祉についての理解」という内容であれば、講師はゆたかカレッジの長谷川正人さんが適任だと思う。	情報提供いただき、ありがとうございます。御意見は参考にさせていただきます。
90	障害児支援	在宅で過ごす医療的ケア児が増加しており、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携してチームで支えていくことが必要であるため、まとめ役の医療的ケア児コーディネーターの必要性を感じている。八王子は市域が広く、地区により利用できる社会資源が異なるため、複数のコーディネーターが必要である。すぐにニーズに応えられるよう訪問看護ステーションや保健所、障害者福祉課等の様々な場所に配置してほしい。また、このような支援を行う者の研修制度が整うことが必要である。	本市では八王子市小児在宅支援に関する検討会にて、医療的ケア児の実態把握や支援の充実に向けて検討を行っております。まずは医療的ケア児コーディネーターを地域生活支援拠点事業所等へ配置することを目指すとともに、今後も各課や関係機関と連携して医療的ケア児の支援を行ってまいります。
91	障害児支援	発達障害、知的障害、ポーターの子ども達について、理解者等はごく一部である。学校サポーターは少なく、見た目障害がわからない子は健常と障害の狭間で困難な環境に置かれている。児童通所支援も事業所によって内容や質が異なり、十分に支援ができる環境とは言えない。その児童が望む将来を選択できるよう、学び場の確保や支援に努めてほしい。各学校における障害者理解の格差を改善してほしい。	障害児に関する様々な課題については、自立支援協議会の下部組織である子ども部会にて議論しております。引き続き、支援体制の充実や環境整備が促進するよう努めてまいります。
92	障害児支援	特別支援学校の活動についての情報の発信と障害者理解の促進を望む。障害者であっても同じ社会の中で生活する同じ人間であることや、障害者が社会で生活するために想像以上の努力の積み重ねがされ、頑張っていることを知ってもらわなければならないか。	特別支援学校については東京都の管轄となりますが、特別支援学校から副籍交流を行っている学校にお便りが送付されているなど、情報の発信が行われております。
93	障害児支援	特別支援を必要とする子ども達の数が増加しており、小中学校における児童生徒の実態について強い危機感を覚えている。とりわけ、精神的な障害による不適応を見せる児童生徒の急増が学校現場において大きな負担となっている。そうした児童生徒への更なる充実した人的対応と、それらの根本的な原因の解明に向けた専門的分析と対応が必須ではないか。そのような内容への取組を推進してほしい。	学校の実態調査を行い、学校サポーターを配置するなど、支援を行っております。本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものであり、教育についての具体的な方策について定めるものではありませんが、本計画に基づき、支援を要する児童・生徒への教育を充実してまいります。
94	障害児支援	保育所発達相談を実施していることの結果や内容を親が知ることはできないか。せっきくの結果なので親が知ることで協力して支援にあたることのできるのではないか。	公立の保育園では、保護者の御希望に応じてカンファレンスで結果の共有を試行しており、来年度以降の施行を検討しているところです。なお、幼稚園においては、すでに実施しております。

95	障害児支援	赤ちゃん訪問の機会を逃してしまった時、ライフステージに即した支援はどこで誰が判断してくれるのか。	赤ちゃん訪問の機会を逃してしまった場合でも、就学前までは適宜保健福祉センターにおいて健診の案内をするなど、サポートしています。また、それ以外にも保育園や子ども家庭支援センターなど、関わっている機関でもサポートを行っています。
96	障害児支援	児童発達支援センターの数を5か所に増やしてほしい。	児童発達支援センターとして指定・認可を受けることを希望する事業所がないため、数が増えない状況です。理由として、児童発達支援センターとして認可を受けるには、厳しい要件を満たす必要があり、整備がなかなか進まないことが挙げられます。
97	障害児支援	児童発達支援センターの数が2か所、かつ同じ法人で実施しているため、同じような障害児が対象になっている。重度心身障害児や医療的ケア児に対応した児童発達支援センターの設置を希望。	全国的にも特に医療型児童発達支援センターは数が少なく、本市だけでなく、全国的な課題であると認識しております。市としても今後、児童発達支援センターが増えていくよう、事業所への働きかけを行ってまいります。
98	障害児支援	明星大学の星山先生が話をされたのを聞いたことがあるが、マイファイルは重要なものだと思う。マイファイルの良さを積極的にアピールし、全国に広げるようにしてほしい。八王子市に一生住むわけではないため、名称の「はちおうじっ子」は取った方がよい。	マイファイルは八王子市独自の取組ですので、「はちおうじっ子マイファイル」としていません。転出した際にも、お子さんの成長の記録や振り返りができるため、ぜひ御活用いただければと思います。
99	障害児支援	放課後等デイサービスは一概に利用促進するものではなく、どのような支援がその子どもにとってよいのかを見極め、状況により事業所を変更するなど、適切な支援をしていくことが望ましい。まずは相談支援の利用促進が先ではないか。	子どもの環境や成長に合わせて適切な事業所に通うことは重要なことと考えております。必要な方が相談支援事業所や相談機関を利用できる働きかけも同時に行ってまいります。
100	障害児支援	発達障害支援室からふるは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が制限されているが、まだまだ続くコロナ禍での支援をどのように行うのか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、利用者が安心して参加できるよう、各グループの人数を分散させたりしながら開催していきます。
101	障害児支援	障害児の早期療育体制の充実の一環として、ペアレントトレーニングの拡充を望む。学校の先生方の指導が入りにくい子どもには、早期からのペアレントトレーニングが効果を発揮するのではないか。	本計画に基づき、発達障害者の家族を支援するため、家族同士の情報共有・交流の場を設け、ペアレントメンターの育成に努めてまいります。
102	障害児支援	一昨年、支援学校の児童の保護者から、障害児が6年生まで同じ学童に通えるようにとのお願いが出され、採択されたが、新設の学童保育所は6年生までの受入れを考慮した面積と設備を考慮した設計となるが、既存の学童保育所は現状のままとなる。非常にゆっくりと改善の方向にあるが、スピード感が求められる。保育所・幼稚園での医療的ケア児の受入推進、放課後等デイサービスの充実を求める。障害の有無に関わらず同年代の仲間と共に過ごせる場の確保、学校が変わっても同年代と活動できる場としてさらに充実して欲しい。	高学年を受け入れられる学童保育所は、順次増やしていく予定です。また、新設だけではなく、既存の施設についても拡大を図っております。公立の保育所では、必要に応じて職員の加配や看護師の配置をすることで対応しております。放課後等デイサービスの支援においては、地域の学校との交流機会の確保や地域で行われる行事への参加を通して、心身の成長につながるよう、事業所に働きかけることで、さらに支援の質を充実してまいります。
103	相談支援	利用者に対して、適切な支援を行うために、サービス等利用計画の作成が必要ということだが、サービス利用計画が普及していないのは、現状の計画作成に問題があるのではないか。まずはその問題の解決が必要ではないか。また、ケアマネジメントを支援事業者のみに任せるのではなく、市や教育委員会が責任を持つ体制を作してほしい。	市としては、利用者への適切な支援を行うためにサービス等利用計画の作成が必要と考えております。相談支援事業所や相談機関を利用できる働きかけや周知を行ってまいります。
104	相談支援	病院で、受診後の様子等に不安が残る方や、緊急時に本人からの聴き取りができずに身元確認に困る例もあるため、地域包括支援センターのような情報を持った窓口があると良い。	令和3年4月から始まる重層的支援体制整備事業等により、適切な相談支援に努めてまいります。
105	相談支援	障害者への対応は、教育を受けた職員でないと難しいのではないか。相談内容がわかりづらいこともあるかと思うが、相談内容を引き出すことができるかが最大の問題である。また、職員同士が連携を取って一か所に対応できる仕組みが求められる。ぜひ対応できるようなシステム作りをお願いする。	障害福祉に関するサービス等は、障害種別や等級に応じて内容が専門的で多岐に渡っています。そのため、一人の職員が全ての手続や相談等に応じることが難しいのが現状ですが、職員一人ひとりが障害者本人からの情報を丁寧に聞き取り、各担当へ引き継ぐことで、皆様の負担を軽減できるよう今後とも努めてまいります。また、総合的に相談を受けられる体制づくりについて引き続き検討してまいります。
106	相談支援	ケアマネジメントを行う事業所や制度の周知はどのタイミングで行われるのか。簡単な窓口案内や制度の講習があっても良いのではないか。	障害者手帳交付時に「福祉のしおり」・「ほしゅっと」を用い、サービス窓口の案内をしています。
107	相談支援	現在5つの地域生活支援拠点事業所がありますが、恩方、北八王子地域にはないので計画に盛り込んでいただきたい。	現在、地域生活支援拠点事業所を増やす予定はありませんが、本計画に基づき、機能拡充を図ります。
108	相談支援	様々な問題をかかえる家族の支援には相談支援事業所が重要な役割を果たしている。しかし相談支援事業所の報酬は充分でなく、運営がままならない事業所が市内で生じている状態である。相談支援事業を持続可能な事業とするために、財政的な支援をして欲しい。	計画相談支援事業所に対する報酬の見直しについては、国の制度の中で行うべきものと考えており、東京都市長会を通じて国へ働きかけるよう要望しています。
109	相談支援	相談支援事業所の報酬は充分でなく、どこの事業所も運営が厳しい。新規の相談依頼はあるが、事業所が赤字で引き受けることができない。相談支援事業所への経済的支援が必要ではないか。	
110	相談支援	障害を持っている方からの相談は多岐に渡っており、人手が確保できず断ることが多くある。必要とされる相談に応じられる人員確保のために、報酬の見直しや財政的補助を要望する。	

111	相談支援	相談支援専門員は、児童の発達・成長を支え、保護者が将来を見据えて子育てできるように支援しており、その役割は大きいと考える。 しかし現状は相談支援専門員の質、量ともに不足しており、育成が必要である。	相談支援の業務は、御本人の状況等に応じてきめ細かく対応するなど大きな役割を果たしていると認識しています。引き続き相談支援従事者研修等を通じて、人材の育成を支援してまいります。
112	相談支援	当事者やその御家族でも相談支援等制度を知らない方がおり、相談利用の有効性を知っていただく必要があるのではないかと。 また相談支援業務において、基本相談は加算等の報酬がなく、事業所は経済的・時間的に厳しい状態である。基本相談に加算等の報酬があれば、相談支援が充実するのではないかと。	相談支援制度について、よりわかりやすく御説明するよう努めるとともに、引き続き広く周知してまいります。 事業所に対する報酬については、国の制度の中で行うべきものと考えており、東京都市長会を通じて国へ働きかけるよう要望しています。
113	相談支援	障害者の方が相談を行う機関について、年齢に応じた相談先を明確にし、周知の徹底を図ってほしい。特に、40～59歳の方が相談を希望する場合の相談先を確認したい。また、相談機関の一つである計画相談支援についても周知方法を見直してほしい。	各相談機関において、年齢や相談内容について対象者が明確になるよう案内方法の改善に努めます。 40～59歳の障害者の方の相談先については、障害者福祉課のほか、市内5箇所相談業務の委託事業所を設置しており、受けた相談内容により適切な支援機関につなぐ体制を整備しております。 計画相談支援については、これまでもホームページ等で周知を図ってきたところですが、窓口や出前講座等においても周知を図ってまいります。
114	相談支援	P41の施策内容「相談専門員の研修を検討する」とあるが、「研修を検討する」ではなく、「研修を行う」とするべきではないかと。	当該部分につきましては、計画策定部会での意見を踏まえ、「研修を行う」と修正しました。
115	相談支援	身体障害者相談員・知的障害者相談員の制度開始以来、制度は変わらず、精神障害・発達障害の当事者や家族の目線に対応できる相談員はおらず、身体障害者相談員・知的障害者相談員がほとんど利用されていない。年に1・2回でも学校等に赴いて相談を受け付け、それ以降は個別に継続していくようにすれば相談のきっかけになるのではないかと。	身体障害者相談員は障害の部位ごと、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者に委嘱しています。 市に直接相談しづらいことでも相談に乗っていただけます。ぜひ身近な相談員を御活用ください。
116	相談支援	障害児相談支援の利用率について、八王子市における利用率が全国と比較し著しく低い。虐待のリスクや家族の判断能力に課題がある等の場合は特に、障害児相談支援を活用したモニタリングが必要であるため、利用を促進してほしい。	障害者（児）の方とその家族が、各ライフステージにおいて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活全般における課題や総合的な援助の方針を把握することが重要です。八王子市では障害者（児）の方の希望に応じ、セルフプランと相談支援事業所により作成する計画相談支援のいずれかを選択できるような仕組みを採用しておりますが、相談支援の利用方法やその効果などについても、積極的に周知を図ってまいります。
117	相談支援	八王子は面的整備事業として、様々な機関が連携した支援拠点である5つの相談支援事業所があるが、国の予算が無いため、予算不足で運営が難しい状況である。将来的には施設を整備し、基幹相談支援が障害者福祉課とは別に運営されることが望ましい。	本計画では、相談支援を強化するため、地域生活支援拠点事業所の機能を拡充を図ります。その上で課題等を整理し、八王子市型の相談支援体制構築を目指していきます。
118	地域医療の充実	障害者の利便性やニーズについて、医療機関等へ伝えることも必要である。	地域における障害者の利便性やニーズの把握・情報伝達方法について、関係機関と連携して検討してまいります。
119	地域医療の充実	都立小児病院の移転後、障害への偏見があるため、地元での受診ではなく他市まで通院せざるを得ない。障害者が安心して通院できるよう公立病院等を直営で行ってほしい。	現在、直営での公立病院設置ではなく、八王子医療センター、東海大学病院と連携して受入体制を整備しています。障害に対する偏見につきましては、権利擁護の観点からも引き続き、市民、事業者等への周知・啓発を進めてまいります。
120	地域医療の充実	夜間の救急医療体制について、中核病院で毎日受けるなどの対応をしてほしい。	夜間の救急医療体制については、中核病院の隔日対応に加え、夜間救急診療所として毎日、午後8時から11まで小児・障害メディカルセンターにて対応しているところです。
121	地域医療の充実	障害差別がなくとも、障害に起因する病状の把握ができていないのではとの不安がある。重度重複でなくとも、症例の少ない障害者の成人期医療の必要性を理解してほしい。	本計画は障害者福祉政策の大枠を記載するもののため、医療についての具体的方策や手段については言及しませんが、御意見を参考とさせていただきます。
122	地域医療の充実	『ダウン症候群バーチャルクリニック』の日本版作成を望む動きがあるが、複合疾患である自閉症についても、同様のシステムが有効ではないだろうか。	
123	地域医療の充実	救急体制など府中にある都立病院が独立行政法人化されると新型コロナウイルス感染症の受入れなどに不備が出てくることと予測されるので直営にしてほしい。	
124	通所施設等の整備	重度心身障害者支援を必要とする多くの方たちの学校卒業後の進路先の保障が八王子では少ないので、通所施設等の計画的な整備が必要。2年前から長沼通所センターの5施設の移転を前提とした重度心身障害者通所施設の拡張案が出ているが、さまざまな団体と協議の上で進めるべきである。	重度心身障害者（児）受入については、本市の最重要課題とし認識しています。今後、受入を促進するために新しい制度を構築する予定です。また、受入施設である八王子市障害者療育センターの拡張工事を予定しており、長沼通所センター内の5施設には一定の期間を設けた上での移転交渉を行なっています。
125	通所施設等の整備	通所施設について、通所日数や通所時間について柔軟に対応可能で、かつ肢体不自由等様々な障害特性に対応可能な施設の整備促進が必要である。	通所施設数は年々増加しているところですが、特に必要性の高い重度・重複障害者が利用できる施設の整備は今後も促進が必要であると認識しています。 引き続き施設等整備補助を活用し、様々な障害特性やニーズに対応した施設の整備を促進してまいります。
126	通所施設等の整備	強度行動障害等、様々な障害特性に対応可能な通所施設やグループホームの整備が、当事者及び家族の支援に繋がっている。今後も様々なニーズに対応可能な施設の整備を促進し、さらに福祉人材の確保及び育成等の支援が必要である。	
127	通所施設等の整備	重症心身障害児に対応可能な事業所は増加傾向ではあるが、様々な障害特性に対応した事業所はまだ不足していると感じる。行政の主導のもと、様々な通所施設の整備促進が必要である。	

128	通所施設等の整備	八王子市では児童通所サービスが豊富である一方、保護者は安易に使えると考えてしまい、家庭で過ごす時間が減り、家族との関りが少なくなってしまうことに危機感がある。学校卒業後は帰宅が早くなるため、子どもが家庭で過ごすことが難しくなる場合がある。 学齢期のうちから、少し先の生活を見据えた支援を保護者が考えていけるよう、関係機関で連携しながら働きかけていくことが大事だと思うが、いかがか。	八王子市では、自立支援協議会の下部組織である子ども部会にて、ライフステージに即した切れ目ない支援に関する現状把握と情報共有を行い、成人期へスムーズな移行ができるように支援体制を構築するため、関係機関との協議の場を設けています。家庭、学校、児童通所サービスでの支援を連携し、子どもたちが生活する上でより良い環境の構築に今後も努めてまいります。
129	通所施設等の整備	障害児の保護者の就労は時間的に制約があるのが現状である。 保護者の就労支援として、放課後等デイサービスの開所時間の延長等が必要ではないか。	放課後等デイサービスは障害児への支援を目的としており、保護者の就労支援を目的としたものではありませんが、個々のニーズを考慮したきめ細かなサービス提供時間を拡充するよう、事業所に働きかけてまいります。
130	通所施設等の整備	共生型サービスについて、課題を洗い出しその改善策について、国に対して問題提起が必要と考える。 その上で当面は共生型サービスの促進が必要である。	共生型サービスには、様々な課題もあるところですが、障害の有無、年齢の違いなどに関わらず、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという制度趣旨を踏まえ、事業所に対し共生型サービス指定の提案や周知に努めてまいります。
131	通所施設等の整備	放課後等デイサービスの開所時間を、学童保育と同等に延長することで、保護者の就労を支援する必要があるのではないか。	放課後等デイサービスは障害児への支援を目的としており、保護者の就労支援を目的としたものではありませんが、個々のニーズを考慮したきめ細かなサービス提供時間を拡充するよう、事業所に働きかけてまいります。
132	日中活動系サービス	放課後等デイサービスの支援内容において、地域との交流の機会を設けるなど、社会化という視点も必要ではないか。	地域で行われる多様な体験・交流の場への参加やボランティアの受け入れ等、地域社会との交流機会の提供について、事業所に啓発してまいります。
133	日中活動系サービス	行動障害等の障害者が地域で安心して暮らせるよう、サービス提供事業者の数、質共に充実させる必要がある。	様々な障害特性のある方も安心して地域で暮らせるよう、施設整備補助等を活用し施設の整備を促進するとともに、福祉人材の確保及び育成をしてまいります。
134	訪問系サービス	八王子市では重度の知的障害者も重度訪問介護を利用しているが、本人が穏やかに過ごせる環境を考えなくてはならないため、「重度訪問介護」や「行動援護」は通所先が見つからない人等のためのサービスではないと思うが、いかがか。	八王子市では御家族や相談支援専門員からの情報等を基に、障害特性を考慮しながら利用者にとって最善と思われるサービスを協議の上で支給しています。重度訪問介護を利用することで自宅で安定した生活を送れる方もいるため、ケースに応じて様々な対応をしております。
135	入所施設	入所施設は大切な地域資源であるが、一部の人は、施設にいる人が不幸で不自由であるという見方を持っている。 障害者本人が望む生活（本人に合った生活）を模索する中で、「入所施設」が自然と選択肢に入れられ、高齢者施設と同じように世の中に受け入れてもらえることを願っている。	貴重な御意見ありがとうございます。障害者の方々の生活の実態や環境についての理解促進に向けて、今後の参考とさせていただきます。
136	入所施設	強度行動障害や重度障害の方の入所施設が足りていないと聞いている。現在の入所者数を超えずに、強度行動障害や重度障害と家族の方の支援ができるのか。	強度行動障害や重度障害の方の受入体制の整備を推進すると同時に、様々な障害福祉サービス等を組み合わせることにより、家族の方の支援にも繋げていきます。
137	福祉人材の養成・確保	ハローワーク、大学や専門学校福祉課、多摩職業訓練センターなどと提携して福祉のワークショップなどを、オンライン等を活用して開催し、福祉人材確保に努めて欲しい。	福祉人材の確保及び育成については、本計画でも主要な取組としており、引き続き市と事業者が協力しながら進めていくべきと認識しています。
138	福祉人材の養成・確保	障害福祉サービス等事業者向け研修については、講習形式の研修だけでなく、福祉現場研修やグループワークなど、研修方法を工夫することで人材を育成し、障害福祉サービス等の質を向上を目指していただきたい。	事業者向け研修については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、集合形式による実施は難しい状況ですが、オンラインの活用等方法を検討し、人材の育成に努めます。
139	福祉人材の養成・確保	新型コロナウイルス感染症の影響で、意思疎通支援事業等対面形式の講座や事業者向け研修の一部が中止となった。人材確保のため、ZOOM等を活用し、研修等を実施してほしい。	手話通訳養成や盲ろう者支援者養成については、オンラインでの受講だけでは学ぶことが難しく（特に盲ろうは触れなければ支援できないため、オンラインでの受講は不可能）、全国的にもZOOM等での開講が困難であるとされています。しかし、オンライン受講の重要性は、本市としても認識しており、可能な範囲で実施するよう準備を進めております。具体的には、失語症者向け意思疎通支援者養成事業は、座学に限り2021年度からオンラインでの受講を可能とする予定となっています。
140	その他	障害者施設の家賃補助の上限額が令和3年度から減額となりますが、今一度、減額しない方向で検討をお願いしたい。	家賃補助の減額については、昨年度に補助対象の全事業所に対してヒアリングを実施した結果、本事業を縮小し、重度障害者（児）への支援の充実を図ることとしました。本市の現在の障害者福祉行政が抱える課題を解決するための効果的な事業と位置づけて取り組んでまいります。
141	その他	今後の障害者の高齢化や重度化を見据え、医療的ケアに対応したグループホーム等を計画的に整備する必要がある。 また、日中支援型グループホームが適切に運営されるよう注意が必要であり、強度行動障害の方に対応可能な人材育成も必要である。 グループホームの整備については、定期借地補助の制度を設けていただきたい。	今後の障害者の高齢化等を踏まえ、特に重度・重複障害者や医療的ケアに対応したグループホーム等の整備が必要であると認識しています。整備にあたっては、借地補助の制度ではなく、施設整備補助を活用した、特に優先度の高い施設の整備に取り組んでまいります。また、障害福祉サービスを支える人材の確保及び育成にも努めてまいります。

142	その他	インクルーシブな観点を備えた公園を整備する考えはあるか。	障害のあるなしに関わらず、大人も子どもも誰もが楽しめる公園となるよう、公園遊具の改修のタイミングなど、関係所管と連携を図ってまいります。
143	その他	個々の特性を生かした、芸術やパラスポーツ、ダンスや学びの場の専門的指導が受けられる場や施設を開設してほしい。	心身障害者福祉センターにおいて、障害者を対象とした多くの芸術に関わる講座を実施しております。パラスポーツ、ダンスについては現在講座はございませんが、今後の参考とさせていただきます。
144	その他	愛の手帳3・4度の方は都の医療助成が受けられないので都に拡充を要望する必要がある。	医療費助成は東京都の制度のため、御意見として参考とさせていただきます。
145	その他	新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所で福祉作業所の集団健診ができずに大変困った。保健所の人員増を図るよう明記してほしい。	R2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、密を回避するために集団検診の実施を控えました。人員不足で実施できなかったものではありません。
146	その他	P3「障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支ささえあいながら住み慣れた地域で生き生きと暮らすため、『自立支援の充実』『社会参加の促進』を図るしくみづくりとして」の部分は、解釈によっては医療モデルに基づいているように読み取れる。	御意見ありがとうございます。医療モデルに基づいて記載したものではありませんが、御意見として参考にさせていただきます。
147	その他	出前講座などについてもWebでの開催はできないか。	現在、情報セキュリティの観点から、主催者としてウェブ開催は実施出来ておりませんが、安全性が確保され、運用が開始でき次第対応していきたいと考えております。
148	その他	各課でSNSを利用した情報発信を積極的に活用してほしい。市のホームページを見やすく、検索しやすくしてほしい。また、ZOOMでも相談できると便利である。	SNSを使った情報発信も積極的に活用してまいります。市のホームページにおいては、タイムリーなトピックスをトップページに掲載するなど、見易いものとなるよう工夫しています。ZOOMなどオンラインの活用については、検討してまいります。
149	その他	八王子市では紹介議員を設けた請願書でなければ取り上げられず、声を上げること自体が一般市民には敷居が非常に高い。	請願書は紹介議員の署名をいただいておりますが、紹介議員がいない場合でも、陳情という形で市民の方のみで御提出いただくことができます。
150	その他	活力あるまちは、一部ではなく多くの人が興味・関心を持ち、意見を伝えることができ、自分達の声が伝わっていると実感できるまち。情報が周知され、誰もが発信・参加できる環境づくりを望む。	必要な方に必要な情報が届くよう、本計画に基づき、各障害に応じた情報提供をさらに推進してまいります。
151	その他	機能回復のためのリハビリ等の受け入れ先があること(条件等含め)を一般病院でも知れたらよい。	東京都が実施する24時間都内の医療機関が案内できる「医療機関案内サービスひまわり」では、リハビリの他、様々な治療内容等での検索が可能となります。このような既存サービスの活用について、引き続き周知を図ってまいります。
152	その他	障害の程度により、中等度難聴の補聴器など1度きりの給付では継続した支援とまらないのではないかと。	補装具や中等度難聴の補聴器では、障害状況の変化や耐用年数内に修理不能な場合及び耐用年数後については再支給を検討し、継続した支援を行っております。
153	その他	障害の程度により現金給付手当がでない。程度の差はあれ、援助の必要性はあるのではないかと。	障害者に対する現金給付の手当は、主に国や東京都の制度に基づき、支給しております。障害程度の軽い方につきましても、各種障害福祉サービス等、様々な方策により支援をしております。
154	その他	制度や支援について、必要な時期に必要な内容をどこでどう得られるのか、わかりやすい窓口があると良い。	障害者向けの支援内容については、「福祉のしおり」等により周知しておりますが、御不明な点がありましたら、障害者福祉課へお問い合わせください。また、地域福祉拠点では地域で生活していく上で、どこに相談すればよいかわからない“困りごと”などの相談を受け付けています。地域の身近な相談窓口として御活用ください。
155	その他	認知症カフェのように、CSWを配置した地域拠点があるとよい。障害当事者が困ったときにわかりやすい窓口があるべきだと思う。	地域福祉推進拠点では、社会福祉協議会の職員であるCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)が常駐し、地域で生活していく上で、どこに相談すればよいかわからない“困りごと”などの相談を受け付けています。地域の身近な相談窓口として御活用ください。
156	その他	避難場所整備として、地域の小中学校の体育館のトイレを車椅子用にと冷房の設置を要望する。	小中学校の体育館及び中学校の武道場の空調設備、トイレのバリアフリー化については、適宜予算を計上し、設置校を増やしております。建築構造等によって、すぐの設置が困難な学校もありますので、御理解ください。小中学校の体育館の避難所としての生活環境の改善を踏まえ、事業計画を進めてまいります。

157	その他	受け皿を増やすことは大事だが、サービスや制度を利用する側が、生活の少し先を見据えて考えて、適切なサービス等を選択していけるよう、小さい頃から様々な人との関わりや話をするのが大切である。たくさんの事業所がある八王子市なので、横のつながりも大切に、障害者の生活が安心できるものになるよう願っています。	御意見ありがとうございます。今後の支援をする上での参考とさせていただきます。
158	その他	マンツーマンの支援は、時には弊害を生む。個別の対応を長く受けていると、本人が周りの人達に合わせることに・自分の主張を抑えることを知らず知らずのうちにできなくなる。そして支援する側も本人の要求を無条件に受け入れてしまい、本人とやり取りすることが難しくなる。	
159	その他	どのような周知が障害者への情報提供として適切か検討して計画にも反映してほしい。情報弱者、特に知的障害者にどのように情報を届けるかは独自に検討が必要。いかに情報を届けるかという視点で加筆を望む。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するもののため、具体的な方策については記載しませんが、障害特性に合わせてわかりやすい情報発信に取り組んでまいります。
160	その他	手帳認定事務に関しては具体的な成果が記述されているが、指導・監査・事務に関しては抽象的なので、内容をもっと深めていただきたい。	本計画は障害者福祉施策の大枠や方向性を記載するものため、具体的な方策については記載しませんが、実際に施策を実施していく上での体制や詳細な内容は、本計画に基づいて検討・決定していきます。
161	その他	「可能な限り」という表現はいらぬのではないかと。「可能な限り」というただし書きは、とことんやりぬく、解決策を迫るといった覚悟が伝わらなくなってしまう。	「可能な限り」との記載は、最大限取り組んでいく心構えで記載しておりますが、御意見として参考にさせていただきます。
162	その他	福祉まつりやふれあい運動会などの行事が直接、社会参加に繋がっているのか。社会参加を進めるには、既存の行事を引き続き実施していただけないか。	障害特性により、社会参加にすぐにつながる方もいれば、時間のかかる方もいます。新たな方策の検討も行いながら、まずは、行事に参加する喜び、普段関わりのない方とのふれあいが社会参加のスタートとなるため、基盤を整えるためにも、既存行事を継続実施する必要があると捉えています。
163	その他	施策項目「社会参加への環境整備」の施策内容「交通災害共済に加入し、交通事故に遭った場合の見舞金支給を行うことで障害者の社会参加を推進します。」には、強い怒りを感じるので、削除を求め。障害者の交通災害が深刻な問題なのであれば、安全な町、道路づくりを目指す施策と、安全を確保するための移動支援等を市が責任もって行う施策を中心に据えてほしい。	障害者の方が社会参加する上での安心材料の一つとして行っているものですが、文章の表現により不快な思いをされる方がいらっしゃることを鑑み、計画の文言からは削除することとしますが、本施策の取組は行ってまいります。
164	その他	重症心身障害児（者）の支援をすることは必要であるが、その予算確保のために日中活動事業所への家賃補助を削減、廃止すべきではない。特にコロナ禍収束までは家賃補助の減額をすべきではない。	日中活動系施設等への家賃補助の減額については、昨年度に本補助対象の全事業所に対してヒアリングを実施した結果、本事業の縮小及び重度障害者（児）への支援の充実を図ることとしました。本市の現在の障害者福祉行政が抱える課題を解決するための効果的な事業と位置づけて取り組んでまいります。コロナ禍の影響については、本年度6月以降の給付費等の支給状況が例年並みの水準に戻っていることから、実施することとしました。
165	その他	知的障害者の保護者は成年後見制度の長期にわたる報酬負担を懸念し、利用を躊躇している方が多いため、支援学校、教育委員会、障害福祉課での共催の講座を開催してはどうか。	知的障害者に限定はしておりませんが、成年後見・あんしんサポートセンターでは成年後見制度の普及啓発のため講演会や学習会、出前講座を行っております。御要望等あれば支援学校などでの出前講座の開催も相談に応じることが可能です。
166	その他	連携は現在、保護者がイニシアティブを取っていると認識しているが、家族がイニシアティブを取れない場合にまず動いてくれるのはどこのか。ひきこもりの問題はどこが扱うのか。「保健所保健対策課」「子ども家庭支援センター」「若者サポートステーション」など、窓口となる機関名を挙げた方が計画を読む人にわかりやすいのではないかと。保健所から支援体制に繋いでほしい。	ひきこもりの支援について、どこで相談を受けるかはケースバイケースですが、R3年度（2021年度）から始まる重層的支援体制整備事業において、どの機関で御相談をお受けしたとしても、各種関係機関が連携して対応してまいります。また、保健所では家族会などの紹介も行っております。
167	その他	P63「社会参加への環境整備」について、福祉まつりやふれあい運動会は障害者のイベントのため、社会参加の意味は少ない。障害者のボランティア参加を促してはどうか。	ふれあい運動会には多くのボランティアが参加し、障害の有無を超えスポーツを楽しむイベントです。このようなイベントも社会参加の一つと考えており、また、障害理解を深めていただくことで障害者の社会参加に寄与しているものと考えております。障害者のボランティア参加について、制限するものではないかとありますが、御意見を参考とさせていただきます。

※市民参加条例第8条第2項の要件を満たしていない方の意見については、「パブリックコメント手続ガイドライン」に基づき、件数には含めず、意見のみの公表とさせていただきます。

No.	御意見の概要
1	成人の障害者が安心して通える総合的な医療や療育を提供してもらえる病院は市内にないと感じる。成人してから不安にならずに済むよう、医療機関の設置を望む。
2	放課後等デイサービスの時間拡充はありがたい。学校の長期休業中は空白の時間が発生してしまい、親が安定して働くことができない。特に片親の場合は切実な問題である。
3	移動支援を小学生から利用できないか。障害が肢体不自由のみの場合でも、小学校高学年位から、親と出かけるよりも介助者の手を借りて自立が必要になってきます。
4	おむつの助成の見直しをしてほしい。